## 随意契約結果書

物品等の名称 及 び 数 量	令和5年度能登半島地震照明車運搬設置
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 岡山河川事務所長 垣原 清次 (岡山県岡山市北区鹿田町2丁目4番36号)
契約締結日	令和6年1月9日
契約の相手方の 氏名及び住所	株式会社三幸工務店 (岡山県岡山市北区津高140-3)
契約金額	3,960,000円 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
予 定 価 格	非公表 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
随意契約による こととした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備   考	

## 随意契約理由書

契約業者名:株式会社三幸工務店

件 名:令和5年度能登半島地震照明車運搬設置

## 随意契約理由:

本件は令和6年能登半島地震において、石川県能登地方が壊滅的な被害を受けたことから、中国地方整備局災害対策本部からTEC-FORCE照明班として出動指示を受け、石川県珠洲市の避難所において、照明車の発電装置を用い24時間体制で電源供給を行うものである。

契約の相手方となる上記業者は、直轄管理区間内において発生した災害等の応急活動等を 目的として、岡山河川事務所と「災害応急活動等(排水ポンプ車・照明車の運送及び運転操作 業務)に関する基本協定」を締結している。

この度の出動における、当該車両の操作運転等に精通し、災害時に対応可能な人員の確保については、上記業者のみが早期の対応が可能であることから、契約の相手方としたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。